平成２３年（フ）第９５７６号
東京都台東区台東４丁目１番10号
破産者　株式会社ｎａｎｏ－Ｑ
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９７６号
神奈川県茅ヶ崎市菱沼３丁目16―19―203
破産者　山中　正臣
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０３５１号
東京都町田市図師町409―14
破産者　片山　英寛
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９３４号
東京都板橋区赤塚４丁目29―13　北原荘１階、開始決定時の住所東京都練馬区富士見台３丁目８－９
破産者　田村　建博
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９７５号
東京都足立区弘道２丁目13―18―205
破産者　長谷　素樹
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０２４号
東京都江戸川区一之江４丁目16－２―404
破産者　今井　千尋
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０３６号
東京都東久留米市野火止３丁目４－６―203
破産者　小林　　剛
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０７９号
東京都板橋区高島平２丁目32―２―805
破産者　坂詰　誠己
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１２５号
東京都町田市金森569－６－106
破産者　佐藤　喜和
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１２６号
東京都町田市金森569－６－106
破産者　佐藤　裕子（旧姓人見）
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１２８号
東京都足立区西竹の塚２丁目15―10
破産者　伊藤　孝雄
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１３３号
東京都杉並区宮前４丁目14－１　第二ひまわり203
破産者　市川　哲也
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１４３号
東京都世田谷区八幡山３丁目32－６―102
破産者　山本　光雄
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１５６号
東京都港区麻布十番４丁目３－１―1052
破産者　小幡　大輔
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１５７号
東京都港区麻布十番４丁目３－１―1052
破産者　小幡　由梨
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１６０号
神奈川県川崎市麻生区王禅寺西５丁目３－５―203
破産者　大内商会こと　大内　隆行
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２０４号
東京都渋谷区広尾５丁目４－７―402
破産者　梶田　佳子
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２１６号
神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷1567―６
破産者　佐藤　哲雄
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２２４号
東京都杉並区井草３丁目２－２　井荻ハウス２、開始決定時の住所東京都杉並区下井草４丁目18―23
破産者　囲り道佳伸
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１３０５号
東京都足立区江北７丁目24―15―303
破産者　川東　和彦
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１３４０号
東京都渋谷区東２丁目23―６　第２池田ビル701
破産者　井上　和恵
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１３５０号
沖縄県八重山郡竹富町字南風見201―12―Ｅ７、開始決定時の住所東京都世田谷区岡本１丁目34―８―202
破産者　吉葉　　操
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部